



貞丈雜記

一
上下



73
6188
1



伊勢平蔵貞丈先生著述

貞丈雜記

東都書林 文溪堂發行

貞の雜記序



老書をわが我る社父伊勢平蔵
 貞の書の晩年の乃海集の上
 しくしきる書集し子孫傳ふ
 せしむる事おのまじか
 ことしなむく年月をいふこと
 しふこのまじく家及困先夫

雜記序

7 3
 門 曾 中
 別 6188
 卷 1

此書其の如く千指を去れば
珠のりつて之を得るおもひを
~~~~~情を去る~~~~~携  
来く様り元在同志は授け  
まはしつゝあ~~~~~あまの  
ふん~~~~~あまのあ  
つふふ多持く~~~~~の同

志をかゝるまあに~~~~~  
本~~~~~出松授す~~~~~  
行成ゆ~~~~~

天保十四年六月音 伊弉密大郎貞友撰

源 春城謹書



ふれり。又人々あま同れん時。  
此君のたふけももれり。一もあま  
ありあへり。願きもか。一もあま  
ふ事入也。子孫も。清書。一も  
改め。改書。一も本文の字。一も  
この玉寶曆十三年癸未の正月十日より  
かよ。一も。一も。一も。一も。一も  
一も。一も。一も。一も。一も。一も  
一も。一も。一も。一も。一も。一も

清書。一も。一も。一も。一も。一も。一も  
之。一も。一も。一も。一も。一も。一も  
又云。一も。一も。一も。一も。一も。一も  
一も。一も。一も。一も。一も。一も

伊勢平家貞文  
均

一も。一も。一も。一も。一も。一も  
貞春先生の。一も。一も。一も。一も。一も。一も  
草葉集の本の。一も。一も。一も。一も。一も。一も  
一も。一も。一も。一も。一も。一も



貞丈雜記

物目錄

卷之一

禮法之部

祝儀之部

卷之二

人品之部

人物之部

人名之部

雜記一

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

裝束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷十

雜記一



弓矢之部

卷之十一

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

馬具之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一

一

諸結之部

凶事之部

雜事之部

書籍之部

惣目錄終

貞丈雜記卷之一

禮法之部目錄

一 天下禮法之事

一 禮節之事

一 扇々物を戴

一 扇の扱古今相透

一 進退

一 蹲踞

一 左膝立ル故實

一 伊勢流之事

一 扇之沙汰

一 扇を笥子取

一 古傳キと云事

一 式退

一 送足

一 古ハ禮レを專トと云

- 一 足あとの禮あり
- 一 膝行
- 一 武家禮法乃書の事
- 一 目禮
- 一 つめおひき之事
- 一 三足の器
- 一 細川流之事
- 一 ふあつけの事
- 一 手熨斗之事
- 一 役は従ふ時禮あり
- 一 一ツらん川の事
- 一 行列鎗長刀の事
- 一 陪臣猿樂御目見
- 一 平伏
- 一 せめる馬は禮あり
- 一 庭上乃禮
- 一 禮儀指南
- 一 大名の内乃者
- 一 猿樂田樂御目見
- 一 沓乃禮

- 一 三儀一統の事
- 一 書札禮之事
- 一 習禮
- 一 御成と云事
- 一 拍手事
- 一 腰卷取扱
- 一 諸禮と云事
- 一 諸禮家之事
- 一 政實と云事
- 一 物乃喰様之事
- 一 天のさゝ手
- 一 左右膝立居の事

祝儀之部目錄

- 一 祝と云事
- 一 婚禮輿舁出車
- 一 床盃之事
- 一 婚禮悪魔をよむの事
- 一 三ツ目の餅之事
- 一 祝儀進物之事

雜記

- 一 四の字を忌む事
- 一 一たのみ之事
- 一 元服之事
- 一 女乃元服之事
- 一 髪置之事
- 一 男子髪置
- 一 袴着之事 ニヶ条
- 一 鉄醬附り丸之事
- 一 結納之事
- 一 椀飯之事 四ヶ条
- 一 公家衆元服之事
- 一 ぬのちき之事
- 一 かり元服之事
- 一 帯おき祝
- 一 女乃袴着

貞丈雜記卷之一

禮法之部

一 天下の禮法ハ上古ハ天子ト聖定め出さるる天下の人々  
 此禮法を守り一也謙倉將軍賴朝々より武家乃威  
 勢強々公家武家ト二ツヨリ礼々公家ヨリ公家の礼法  
 を守る武家ヨリ武家の礼法あり京都將軍義滿公の時  
 一 武家の禮法盛々倭々公家の外地下の者ト

伊勢貞友 同  
 千賀春城 同  
 岡田光大 校  
 門人

とくく武家の礼法を習ふゆゑありたる我先祖伊勢  
守八代々京都將軍の政所職ミントコロシヨクをうけ終り御所奉行を兼勤  
せしが將軍家敵中の禮儀作法ハ皆伊勢守の司ツカサツごもゆゑ  
まゝハ將軍家禮法の記録多く傳りしう應仁の乱は多く焼  
失ウシてゆりさせどもまゝゆり後の書とも家子傳へてあるゆゑより  
て京都將軍の礼法乃家々世々もるあり伊勢儀と人の名  
付ゆふ事はハありたる也

一 我家は傳へ来る所の礼法は實多京都將軍の山家風あり  
まゝゆりて儀義を名はけていふも足利儀トシカキといふべき事を礼  
とも世上ありた極まりいふも伊勢儀とも也

禮節レイセツ

禮節とは事々其人を礼法ししうやまひいせし其人を礼  
あどゆす同一位の人を二人を先だてて我ハ後りゆゑるを礼  
とも也うやまふ事し其人をうやまふハ魚川ゆひ也いやむ  
まじき人をいやむハおろし也ゆつらひもあくおどろし  
あくは身の位お應ふししてさぐるゆゑもあくゆゑるゆゑもあく  
ゆゑる程あるを節と云あり

節の字をホドヨシと云ひこ  
ゆゑありしうゆゑる

一 美人の山前へ出る時扇を腰にさして出ゆゆハ古ハ不禮と世  
す扇を懐かふゆハ不禮也京都將軍山代あち中比より扇を  
さして美人の山前へ出るを不禮と申ありしうは舊日記  
に云えしう配膳ハイゼンあどゆの時ハ扇をかねる物あどゆ扇

應仁武家より美人  
のあしきかゝる  
扇ハ上立り風也  
徳日本記慶帝天平  
宝字六年八月丙寅  
御史大夫文章直之  
淨三以評老方家後  
詔持應仁中時扇業  
被此文宿中二扇を  
かゝるゆゑさし  
ありは代ハ扇を  
扇服の具とて檢

扇編 扇と宮中  
 おのりよふり  
 振つて今世とくま  
 人のあふゆい  
 さくどいりう上  
 扇の奥に叶へり

第八身ノ真中ニ有  
 ルヤウニ持ラ我身  
 ノヒズミヲ直スベ  
 キ為ノ定炬ナリ又  
 若ノ仰ヲ忘レ又為  
 ニ付テ我妻

扇に  
 依ノ推シヤウ公  
 家ニ留アリトフ江  
 家次ガト云書ニモ  
 見タリ

子走つて退くものもある <sup>ハイゼン</sup>配膳はさして不苦也は  
 ど世も今ハ法乃ゆさうぬらふあるハ世は随ふ  
 一扇は物を載て人々をいふ <sup>ニナカ</sup>蜻川記ニ云扇は物を載て  
 上の村へいすいふ表はさくゆわあめを笑人の方へ  
 中か裏表と走りいふふる麻の目の方を我持して先を  
 まるへ糸の也とあり裏表と定ハふたれども表の方を  
 ころ能也 <sup>クンゼン</sup>軍陣の時ハ表は日輪 <sup>ニチリン</sup>を書くる扇ハ日輪を標  
 してころいふ物をまゝ也  
 一扇をまゝころころいふ公家も礼儀をいふ物なり  
 さうして時ハ左右のさうを扇を持てむのさ人中の通り

お持て禮儀をさう也是禮之武家、幼幼持ざるが能  
 物のめくも持て礼儀をさう古の礼也年中諸大名ハ成  
 記ニ云扇をくげはさう不得其意儀あが近代め以有  
 本れるる不及其非勉ややくの代の外也さうれば公家言  
 ハ御對面の時にもつをさも持ては糸也武家方ハ扇は  
 限りの前へ持るが差悟せり腰はさうも是も自由儀  
 急の儀は非は然して以前もていふはさうふくさる也  
 三 曾我物語卷に云扇をあやうにさあけしははる我  
 の十而殿以入のさうはさうはものうけあつり以違のさ  
 ちしをさうせられてはさう以外は我物語の四



宗一は書云人の名  
その中よりしよ  
入りの一能程

一人は對して多分の礼をすむ故旧記は多餘とあり又式  
部とあり嵯峨川記は式退とあり多餘も式部も文字日  
記一式退とあり文字日記一也式ハ法也退ハありだ  
ら也礼法を印一辭退一人を先よこす我ハあり退  
ら心あり式退と云也式退と云のを今ハ志があらひと云  
宗五一冊被書云礼儀の事志があらひと云度也ハ志子細を礼  
と云ふ之の程藉也又人唐記ニ云飾り子礼ありする事  
おとつ方ハ似たる也云おとつ川さしと云おとつ川さしと云  
る今多分ゆらゆらと云詞は同

一踏居と云美人乃御前を通ると云はるは踏居と云はる

いさや通のものを踏居と書くはゆらゆらするものと  
也今ハ中礼又退り礼ありと云人あり

一今時貴人の御前へ奉る時送呈と云はるは  
ありは是ははるはハ太刀目録又孟は外何ものも持て奉る  
時ハ前にお奉る際もハ書物如く歩て奉ては是を  
奉居と云はるは裁を引くは是を引くは是を引くは  
お奉居を越す也是は送呈と云はるは是を引くは是を引くは  
古ハあさひの迎奉のやり奉る右の送呈の是は人  
の方を引くは是を引くは是を引くは是を引くは是を引くは  
古ハあさひの迎奉のやり奉る右の送呈の是は人  
の方を引くは是を引くは是を引くは是を引くは是を引くは



茶ノ書使テ  
此半ノ茶ニ云  
テ付ル  
ハ中ニ付  
テ付ル  
テ付ル

中ノ茶ノ上座ノ人ハ  
此ノ物ヲ持テ  
テ付ル

一 古ハ主人ノ席ニ  
初儀ニテ  
左ノ人ハ  
右ノ人ハ  
茶ノ書  
此ノ物ヲ持テ  
テ付ル

此ノ大的小の  
此ノ物ヲ持テ  
テ付ル

一勝行三度事云云  
 一勝行二年二月廿五  
 日百刻着東帶勝行  
 二度先五次右次左  
 三勝但最末未引  
 箭也勝有左勝也

一雜記云ありあうるハ礼儀あり人の皮は毛皮ハ毛  
 逆の時ありあうるハ毛逆也とあり是を以て考ふるも  
 皮は毛逆ハ毛逆ハ人の毛を逆るハ毛逆也とあり  
 ぬきて逆りたるハ毛逆也とあり是ハ毛逆也  
 一足んは毛ありあうるハ毛逆也とあり是ハ毛逆也  
 一人は毛逆ハ毛逆也とあり是ハ毛逆也とあり是ハ毛逆也  
 一人は毛逆ハ毛逆也とあり是ハ毛逆也とあり是ハ毛逆也

一勝行もさうあるもさうあるもさうあるもさうあるも  
 の中へ進み出るも退きもさうあるもさうあるもさうあるも  
 退くもさうあるもさうあるもさうあるもさうあるも

一勝行ハ長刀を  
 持たせし也也也也也

つくさひもさうあるもさうあるもさうあるもさうあるも  
 之もさうあるもさうあるもさうあるもさうあるも  
 右勝次左勝調陸同所次進左勝次突調右也達事故突扱ニ曰壽永二年四月八日灌佛勝行三  
 度注先右次左次右相均落居也新注弁官扱云勝行者一説付勝於板敷天引進是常事也  
 一古ハ式正の行列ハ長刀の類持たるもさうあるもさうあるも

の時ハ持せし也信長秀吉の時代より常々持せしもの威  
 たりとも寛文中の比近ハ持せしもの口元あるもの類途中  
 して礼をさうあるもさうあるもさうあるもさうあるも  
 物持也近年ハ立をさうあるもさうあるもさうあるも  
 する也下部の着せしもの事也  
 一義満公是めさうあるもさうあるも武家禮法の書ハ義仁の礼もさうあるも

うせしと也タウシヤウゲサウ道照愚草イサウに云殿中ニハナ之礼尚并諸人ニハナカヒ官其事

勿論若ニハナより此以法度ニハナ隆ニハナ其ニハナ形ニハナ以ニハナ定ニハナ法ニハナ刑ニハナハ

鹿苑院ロクワン殿棟ニハナの御代ニハナ以ニハナ條教ニハナ以ニハナ定ニハナ法ニハナ刑ニハナ為ニハナ御物ニハナ殿中ニハナ不

出ニハナの御式ニハナ目ニハナハ應仁ニハナ一乱ニハナ以ニハナ紛失ニハナ以ニハナ法ニハナ常ニハナ汲ニハナ古ニハナ以ニハナ作ニハナ作ニハナ也

とありイサウ負ニハナ役ニハナも同ニハナ前ニハナ物ニハナ語ニハナヤニハナるニハナ由ニハナ負ニハナ遠ニハナ江ニハナ並ニハナ内ニハナ立ニハナ

くま

一 京都將軍家ニハナへ諸家ニハナの陪臣ニハナ猿樂ニハナ田樂ニハナ等ニハナ御自ニハナ名ニハナの時ニハナ

御殿ニハナへ上ニハナ事ニハナあり御對面ニハナ所ニハナ乃ニハナ以ニハナ庭ニハナの志ニハナすニハナふニハナし

こまりニハナて御目ニハナよりニハナ也ニハナ東山ニハナ殿ニハナ年中ニハナ行事ニハナ年中ニハナ恒ニハナ

例記ニハナありニハナをニハナえニハナてニハナ知ニハナるニハナべし

一 目禮ニハナと云人ニハナを名ニハナす物ニハナをニハナいニハナまニハナずニハナるニハナ所ニハナよりニハナ礼ニハナをニハナすニハナ也

一 平伏ニハナと云ハニハナ両手ニハナをニハナつニハナきニハナ頭ニハナをニハナさニハナげニハナてニハナ世ニハナをニハナあニハナしニハナてニハナ礼ニハナをニハナすニハナ也

連事政実ニハナ扱ニハナ云平伏ニハナ作法ニハナ車長ニハナ觀二年二月十七日ニハナ祈年ニハナ穀奉幣上ニハナ  
卿右大目ニハナ被參入ニハナ之間ニハナ予平伏ニハナ令居ニハナ定給ニハナ之後ニハナ予又居直ニハナ云

一 片見ニハナと云ニハナさニハナと云ハニハナの所ニハナよりニハナの事ニハナ也ニハナ美人ニハナのニハナ前ニハナへニハナ膳

をニハナさニハナくニハナ外ニハナ何ニハナよりニハナもニハナ持ニハナ来ニハナしニハナてニハナ退ニハナくニハナ時ニハナ立ニハナらニハナ前ニハナへニハナ左ニハナり

右ニハナへニハナきニハナまニハナずニハナとニハナもニハナをニハナ引ニハナきニハナまニハナりニハナてニハナ扱ニハナ立ニハナつニハナをニハナ云ニハナ也ニハナ揖ニハナ

とも云今川大草紙ニハナ云弓征矢ニハナをニハナ事ニハナ扱ニハナ子ニハナをニハナ川ニハナさニハナり

也ニハナ又ニハナむニハナらニハナるニハナをニハナさニハナるニハナのニハナ所ニハナよりニハナ扱ニハナ立ニハナつニハナをニハナ云ニハナ也ニハナ

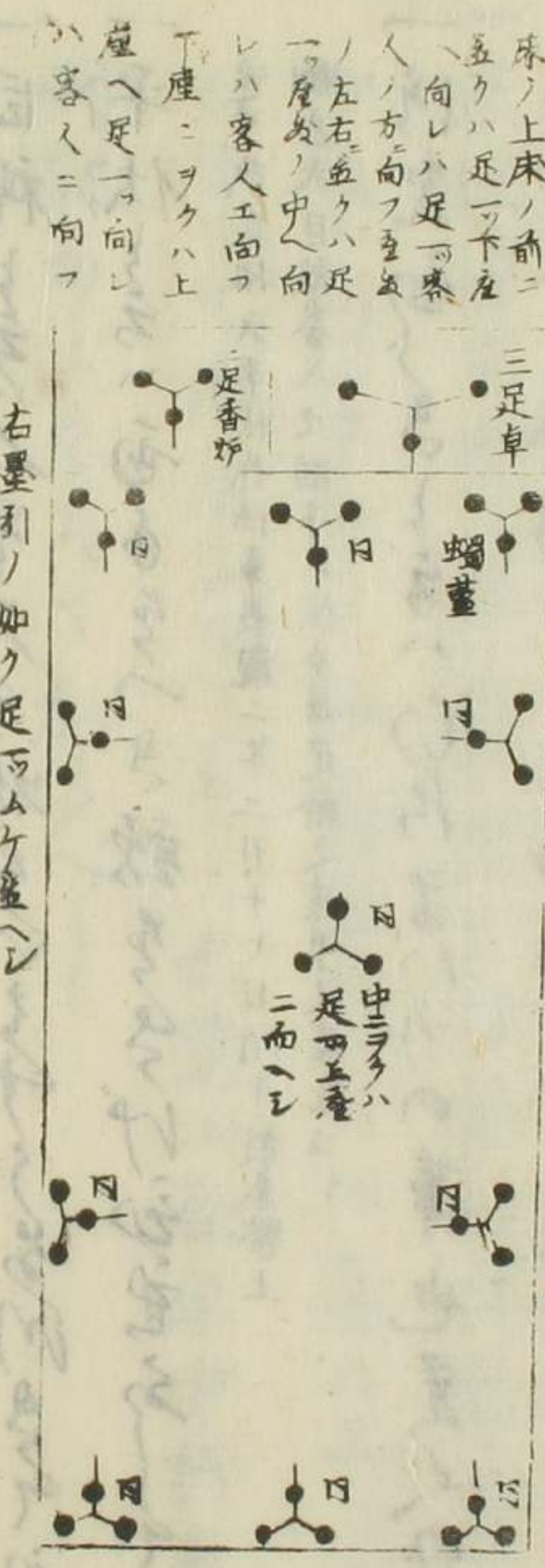
ハニハナもニハナあニハナりニハナてニハナ扱ニハナ立ニハナつニハナをニハナ云ニハナ也ニハナ

一 せむニハナるニハナまニハナはニハナれニハナ候ニハナありニハナとニハナ人ニハナをニハナ對ニハナしニハナてニハナ下ニハナすニハナせニハナぬニハナ物

三 中口傳云大外記  
大夫遇大目下車平伏

寶壽園書傳云云ハ  
さゆり百を二る云  
云云ハ云り云り  
一云種多御れ云云  
ん云ん云り云り  
る云ん云り云り  
の云り云り云り  
い云り云り云り  
かき云り云り云り  
云り云り云り云り  
云り云り云り云り  
云り云り云り云り  
云り云り云り云り  
云り云り云り云り

也人のするせむるあつらするも通る村に下るし  
 通る也せむる人におもせざしとせむるにあつら  
 うりつふ也奉公覺悟記に外旧記より古礼  
 あり今村はうりつふあり一應承の礼法あり  
 一之足の数は一ツ人の方へむる也此儀の外遺る人  
 とあるは左の馬を記すそより料簡也



右の座補ふあるも是也之足は香爐燭人子渡り之足あり  
 盃蓋あり人の前より是れ一ツ人の前よりむけあり  
 一庭上の礼又ハ庭の礼と事旧記にあり是ハ客人を奉る也  
 一庭中より送り出るる也いしハ玄關より少所あり客  
 人車に對面あり庭に入るも庭中より是れ然る庭の礼也  
 也主人を縁をわたり庭中より送る也

一武家の故実より細川流より信儀あり細川殿の私の家風  
 あり一京都將軍の殿中の故実より遠く事及下  
 条ノ圖書より公方極より禁裏極御を上り目録ハ大高  
 だん一一枚より管領の御母より公方極より系ハ折紙大

小笠原ハ馬ノ  
 家室町將軍ノ  
 師範也  
 進退酌  
 ハイセシ元服婚  
 礼ノ法式ハ彼家  
 ノ私ノ家風也將  
 軍ノ家法ヲ傳ヘ  
 タルニハアラヌ  
 細川流ナドハス  
 モ皆私ノ家風ナ

多だん一一枚まふハ又細川殿より在上の自歸同前彼  
以一人の階りぬ長い又云階具只一人一つわきつて此中畧  
細川殿計一人一つ持集いぬぬ長うりぬ古も存す

一人は礼儀作法を指南する者ハ我う身持多し一み礼儀を  
印しす一我う身不禮不義し一一人ハ指南ハ叶へ  
ふは是伊勢も代々此家法あり

一職き身として貴人をおそれずやまざる人を侮つふハ  
なき人などもぬる者あり正非ありそむられ義ある人の  
ふまのけ者くま人をばつこのまもくやまめをくれす  
也我慈得の爲よくやまめをくま人を侮つふ

むとち也武士のまもくも事ありま人を侮つや侮ふいぬ  
ふひよあすれ也

一大名の内乃者 公方此御家臣をくやまめ事をもく人  
をくやまふハあす 公方の御威勢を恐るくやまひ保  
る前也然も大祿をもく大名の内乃者が小祿をも  
公方此御家臣をくあまどりくやまめをくハ公儀を恐  
るまもといふ者也馬御堂も 公方の御物ゴモツをく人恐  
れく會エ親シヤクをもく也すくや 公方の御人をく我れも  
侮く事也又御家臣く者ハあまとい小祿ありまも  
大名の内乃者あまといかむくすまひくめ

京都ニテハ口祝  
江戸ニテノ手ノ  
事也

ハ公方の御威勢をおろす道理もある也能くもたす  
一 彼<sup>シカレ</sup>あぐ<sup>カレ</sup>彼も侍也我も侍あまバ必吾れ也とす

一 今時美人ハ月<sup>ツキ</sup>の御時御手<sup>ミテ</sup>一<sup>ツキ</sup>と云<sup>ツキ</sup>方<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>蛇<sup>ツキ</sup>を  
走<sup>ツキ</sup>へ<sup>ツキ</sup>前<sup>ツキ</sup>に<sup>ツキ</sup>結<sup>ツキ</sup>う<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>蛇<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>三<sup>ツキ</sup>ツ<sup>ツキ</sup>汁<sup>ツキ</sup>並<sup>ツキ</sup>て<sup>ツキ</sup>前<sup>ツキ</sup>へ<sup>ツキ</sup>結<sup>ツキ</sup>  
う<sup>ツキ</sup>乃<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>蛇<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>美人<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>所<sup>ツキ</sup>へ<sup>ツキ</sup>結<sup>ツキ</sup>う<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>今<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>世<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>  
り<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>古<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>多<sup>ツキ</sup>蛇<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>結<sup>ツキ</sup>う<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>事<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>舊<sup>ツキ</sup>記<sup>ツキ</sup>も<sup>ツキ</sup>者<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>  
も<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>近代<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>風<sup>ツキ</sup>俗<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>

一 古京都將軍へ諸大名に家臣并猿樂田樂等御目見の  
時ハ御對面<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>庭<sup>ツキ</sup>に<sup>ツキ</sup>か<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>海<sup>ツキ</sup>り<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>御<sup>ツキ</sup>目<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>此<sup>ツキ</sup>事<sup>ツキ</sup>東  
山<sup>ツキ</sup>及<sup>ツキ</sup>年中<sup>ツキ</sup>行<sup>ツキ</sup>事<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>次<sup>ツキ</sup>記<sup>ツキ</sup>祿<sup>ツキ</sup>殿<sup>ツキ</sup>中<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>次<sup>ツキ</sup>記<sup>ツキ</sup>等<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>り

皆ノ馬具具ノ部ニ  
見タリ

一 彼<sup>ツキ</sup>子<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>ぐ<sup>ツキ</sup>ふ<sup>ツキ</sup>村<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>り<sup>ツキ</sup>多<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>酌<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>動<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>  
御<sup>ツキ</sup>子<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>指<sup>ツキ</sup>陪<sup>ツキ</sup>膳<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>動<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>膳<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>指<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>從<sup>ツキ</sup>志<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>  
が<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>此<sup>ツキ</sup>時<sup>ツキ</sup>美人<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>前<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>過<sup>ツキ</sup>り<sup>ツキ</sup>又<sup>ツキ</sup>も<sup>ツキ</sup>美人<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>行<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>ひ<sup>ツキ</sup>  
り<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>も<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>も<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>及<sup>ツキ</sup>ぶ<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>此<sup>ツキ</sup>膳<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>動<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>歸<sup>ツキ</sup>の時<sup>ツキ</sup>  
あ<sup>ツキ</sup>ま<sup>ツキ</sup>は<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>り<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>時<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>踏<sup>ツキ</sup>居<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>あり<sup>ツキ</sup>  
一 昔<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>率<sup>ツキ</sup>古<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>人<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>必<sup>ツキ</sup>ず<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>能<sup>ツキ</sup>く<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>  
る<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>馬上<sup>ツキ</sup>が<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>美人<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>ぐ<sup>ツキ</sup>は<sup>ツキ</sup>行<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>ひ<sup>ツキ</sup>下<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>  
時<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>あ<sup>ツキ</sup>ぐ<sup>ツキ</sup>水<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>ぬ<sup>ツキ</sup>ぎ<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>美人<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>限<sup>ツキ</sup>  
ら<sup>ツキ</sup>ず<sup>ツキ</sup>人<sup>ツキ</sup>は<sup>ツキ</sup>對<sup>ツキ</sup>して<sup>ツキ</sup>礼<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>下<sup>ツキ</sup>す<sup>ツキ</sup>時<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>一<sup>ツキ</sup>と<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>水<sup>ツキ</sup>を<sup>ツキ</sup>ぬ<sup>ツキ</sup>ぐ<sup>ツキ</sup>  
也<sup>ツキ</sup>此<sup>ツキ</sup>の<sup>ツキ</sup>古<sup>ツキ</sup>記<sup>ツキ</sup>は<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>又<sup>ツキ</sup>も<sup>ツキ</sup>忠<sup>ツキ</sup>臣<sup>ツキ</sup>書<sup>ツキ</sup>ハ<sup>ツキ</sup>云<sup>ツキ</sup>え<sup>ツキ</sup>る<sup>ツキ</sup>也<sup>ツキ</sup>

礼云云ハ田樂様ホシ世いの者あどなる上申あむ  
む冊なるよりおもひあむ左の番計ぬきて礼する  
事ありきをうらな川内礼と也但きふ故実ありき  
おむ法ハあむすおむし御あり左右をぬくきあり  
云々てよりお申すあむと云ニテ  
常ハ後ホ田ホ下下せぬヲ知ハシ

一鹿苑院義満將軍法御代小笠原兵庫助長秀今川左  
京大夫氏頼伊勢武藏守満忠或ハ忠  
忠ナリ以三人子孫傳付天下  
の礼法の書があむ定し世に書を當家法集三儀一  
統大双紙と号し世の人アミコ著しつゝあむし三儀一統  
と云書より事足えりり然れハ儀也右の氏頼満忠

二儀也  
と云云 一長秀一人の私の書書はあむ書は後の人序文を  
加へて三家の御儀あり一儀一統と云名を付替へ  
る也亦名ハ當家法集也此書ハ一統將軍の作を  
承て書くる物と云えりかハ義満の御定しれハ  
法の書ハ應仁の大乱に紛失せる中道照墨と云云  
又南朝記傳と云書ハ義持將軍の御代應永二年小笠  
原長秀今川範忠伊勢貞行の作也武家の礼或  
是とあり然れハ今川伊勢の家譜ハ此書足  
小笠原の家譜ハ三人の名ハ時代も又お違ふ

三家の人礼式を定むるに信用しつゝ一別なる儀  
一統轄とて書は委し記しなく也

一諸禮とて事似近代いひわけて指南する者あり諸礼  
ハカクハの礼あり馬の禮を補立あるまゝの礼歌連歌  
の礼書れの礼鞠の礼庖丁方の礼鷹の礼桑の礼香の礼  
其外諸道の礼を教ふるに諸礼とて也如て事古に  
事也公家ハ公家の礼あり武家ハ武家の礼あり諸  
藝に付ては道々依て礼あり一人も諸家諸藝の  
禮ハ知りつゝされども又知りたれども其家々の如  
きしつゝすは家々ありされども指南とて事ハ

あらず武家ハ武家の礼をうりをせむべし我々  
家ハ皇室町將軍殿中の武家屋敷にありしもの  
服婚禮等の礼の礼あり外ハ知はず以外之事ハ  
指南とて事ハ其外ハ各々家々ありし事  
我家ハ知はず事ハ知りしもの人の家の事也我々  
あり指南とて事ハありし

一近代古々大々遠のつる物の書れり礼也書やうも文  
も巻紙封紙とて近も遠も古法も用はれり  
近代の人の風俗大名あはれおどろき書法を  
あはれおどろき書法を



禮節もさう也今の世は風俗も奴りくさりたせり  
べきはあらずゆゑの礼は公儀より改弦はざるべし  
也私に是れをいふべし又書れり礼のみも限  
今松子ゆはつゝ

一今世は江戸にて諸君もいふ多う小笠原儀と名  
まするは指南す也也右に小笠原右近を貞慶サカキヨシ  
氏に小池甚く忠貞成と名あり右近を貞慶より傳はる  
て彼流儀を習ひ傳へて才子數多ありて才子の中  
友三郎は久也と名あり久也は才子は水滸傳はる  
也といふ者あり後ト也といふ事

徳文レテ和漢ノ古  
書ヲ見タル人ハ偽  
リ事ヲ信用スル事  
多ク水滸伝十ドラ  
信用スル人ハ皆  
無学文盲ナリカ故  
ナリ

常憲院極の若君徳松極御設置の御祝ありて小池  
賢を堀田對馬守正英マサヒコ献上せし事依りて世に對する  
さうの水滸を命じて御白盤を調へて世に献上せし事  
たりて事ありて世上に名高く成りて才子もおひつ  
しつりし也也水滸は云々小笠原家より傳へる事あり  
ありて指南ありてこれを傳へて水滸が才子  
乃又才子とて世に思ひて名高く傳はり事ありて  
て世に名高くありて今も小笠原儀と名ありて  
た皆一極ありて皆古実を失ひて名ありて  
傳はりて名高くありて傳はりて名高くありて

をくく笑ふ事も多し小笠原家よりハサミを送感  
 ありし今ハ世に弘まり多きを諸大名おどもつ水  
 嶋流を用ゐるのあり多き物なりし人の物なり  
 初はすも事也なり抑も事ありずや然れハ極の事  
 を之ぞ人の為なりしなり成ハ初櫻ハ云々  
 一ある人水嶋ハ傳書を所持するをある借る元  
 小ハ書の本ハ奥書あり如左  
 右何ハの書古事新事交合初學為門牙綴之而  
 深令秘早後學可ハ改予也者也穴賢  
 年月日  
 水嶋ト也元成

香澤觀基日記寛正  
 六年八月十一日石  
 浦水八幡宮放生會  
 上御所習礼於所  
 廟之

右ハ如ク見えたり古事新事交合とあるを以て  
 也ハ名々流り事成ハ之あるを以て  
 一習禮ト云ハ為川け方成習ハ事也古今著聞集建長六年橋南東ト  
云人ノ 卷三ハ公事此部ニ云後多羽院ハ云々大内ハ幸  
作也 ありて白馬節會乃習礼存あり云々將軍御元服記  
 云御習禮以下每事撰政家二條殿被指南申云々  
 一故實ト云ハ事言語之部ニ記  
 一天子の御出を行幸ト云院の御出を御幸ト云院ハ天子ノ  
 行幸も御幸もすべしみゆきと云將軍ハ御出を御成  
 云御成ト書くもハ堂町殿の比りの事ハ鎌倉御軍

の比ハ御行ト書多ク東鑑卷十一建久二年辛亥八月六日壬午御後從之後有

御行始之儀云御行を以ありともむ也御行ノ二字ニテ

所ありき也ありきなきの字を畧してありとも也御

ノ字をおんとする云云取音のうけりふてありともあり

とも也此ありとも云云付て御成ト字を書きととも也

御行ト書事ハ也謙念年中行事ハも以行始ト書

リ謙念年中行事ハ室町殿時代ト書こと書もれとも以行ト書よりハ字を用者

一物の吟擗あつゆの事古事談徳大寺大饗宇治左府令

向給之時如法令食給ト事畢之後別足之食様見習

ハントテ人々群寄見ケレハ繼目ヨリハ上ヲスコレツケテ切タ

リケレヲカバマリタル方ヲ一口令食給タリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラントル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラル

車ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人来リタマフ也其日鷹飼トモアマタ鷹

ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラスル由ヲス

ル也鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリサレハ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ腹ノ

ト也僂目トハ鳥ノ足ノ骨ノツカヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ肉

ヲ又レ行テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカバマリタル方ト云云云

宇治左大臣殿乃雉の焼鳥ヲ喰ひやうを免習しんとす

大勢の人々むかひあひあつれしめを云あり古代ハ禮式

故実を大事とすむびり事を思ひやり考べし是ハ公家

乃及実也武家ハ物物の食擗あつゆの仕付方あるも亦の

類也

一拍子ウツテ 拍手ヲカレハデト云層セリ拍手

神代ヨリ傳り日本上古の



みも何り口傳云腰巻は其の<sup>背中縫目ヨリ大躰一尺ホト間ヲ由地カトニ</sup>多り其間うと<sup>カハナリ</sup>紙を  
こもせぬ指へ糸ありて<sup>カハナリ</sup>付糸<sup>カハナリ</sup>帯の間より其方なり  
を<sup>カハナリ</sup>し<sup>カハナリ</sup>一

一左右膝立居之事大和守積奥傳<sup>京極宮諸大夫 滋野井殿同説</sup>起居ノ時

右ノ膝ヨリ立ハ懷中ノ扇帖紙<sup>タウカミ</sup>ヲ不落タメ也左膝ヨ

リ突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ

膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行夏

ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内弁細記云次

向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云

九拜時先突左膝是為令懷中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方歟

此類は古くは...

祝儀之部

一祝儀之部

一祝儀云ハ神を祭ル事也元服婚禮之外の祝儀も亦  
公方極大名御成の時ニ重折玉鯉玉鳥籠子あど  
狐唐紙玉並くハ神へもあへる借物也然るを今ハ只  
産出のかせり物と云ふゆゑハあやまり也元服御  
成あどハ軍神を祭り婚礼ハ伊妹諾尊伊妹尊  
を祭り云々ハ水神を祭り云々外常ニ信長ノ神  
ノ殿をあ氏神をもたまはれり息災延命武運長久子  
孫繁昌祈事ヲ祝言也神國ノ風也

一婚禮乃行列の中ニ悪魔を呼びて其儀をすむ所あり



死者よいつておしやけうきるるやうして出やうのし出たの  
接湯は身あやうい受流るゝあきつ子也常の物くうきや  
餅——とやされうつ也

一今世上は嫁礼の三ツめの日ムコシヤト賀舅たる餅を川うせや  
百八十七は丸めてさう結む——うやうりりすといふ物を  
作りてをさまの餅せまこいあし餅といふ也を入り使は持せやりて途中は  
土あひまがひは餅を交は後——祝あや當世に戸  
ありをさやも也亦於將軍時代の成実のいさやうの  
妻ハあ——三ツめの日餅を川き祝あやハある事也餅  
は数足りうらまあ——その餅をうらけ田い切はしりて

此の三日めの餅  
係氏物産あふ  
さきみち  
ふとあり  
三ツトアリ是  
シ、マヤ

三ツト  
三ツトハ合テ四ツ  
也依テ三ツカト云

いざあまのこころい法あぬとこ——侍へなる也此二  
神夫婦の道を始めあひ——神は口杯と云ハ男の侍へ  
ま——の分二神へ二杯也女の侍へま——ハカ二神へ二杯  
也合て口杯也此日餅を折り入りすめ君の方より二杯  
へもま——の用害記はええり口杯はま  
て神へ侍へまのハ貞衡の口傳あり

一今時婚禮の座席トコサロヤと名付て夫婦御座り入て座を  
取う——酒のむは法式ある極ま云然せも古ハある  
事あり當世のをやり事也神座より打とけり夫婦酒  
のむは法式あり——ねあが酒あり春のゆり

禮ノ時夫婦座ト  
サカハハ男ヨリ始  
ルハ酒盃ノ部ニ



穢き者あざむ左楹の不行儀あまのをきくことよめり  
あざむいせぬ事也

一人の祝儀の付人の氣ようゆる事をつまらず氣ようけと  
物を多物せず美るものを付るもの礼也婚礼の猿  
毛の馬は赤へりす猿皮のう川が付へりすと日記を  
あひまきると云ふを忌む也うらまの鞆は赤  
くすとあひまきると云ふを忌む也元服は  
りあのみを物とせぬ男の祝の切ると云ふを忌也  
小豆を用ふると云ふあひまきると云ふ腹切の物を  
いむ也うらまの赤き衣服は元黄色の字

るを物といふ事ハ火をおそく也家作材木子檜の  
木を用ひ食物をも火まき煮る礼ふあまの字付く  
るを物といふ事おろしきもの極あまも古よりあま  
りあまといふ事をいむハ禮あり

一曰の膳をいふのざんといふあまめをばあまといふは物  
乃敷をいふは甲といふ初をいむハ死といふものをいふ  
也也死といふ初をいふは馬を料理する用ひ美の死  
多死を厭あまの用ひまきりあまめもあまを  
用ひあまの美鳥の死骸を用ひあまの字を忌む  
あまといふはあまも古よりいふあまをいふ

事をハハ心なれとす也やうおまの程属をいひ  
古法を抄スツひ却カハツ物あらず也

一 婚禮の結納ユイレのつひにむしむるの儀也其の儀  
女を妻より受度しつひをさひ入る儀といひ  
ゆ五音通す加ゆいむしむるありて何れ付  
結納とも書也然るに今ハ結納をいひあやと世なる  
云ハあやまり也ゆいあやと云初古きあまの

一 いむしむる古きあまのとも云ひ也其ハ男とあまの書  
とたのし聲とこのし夫とたのむの儀ありあまの  
と云あまのし聲より男へ儀物を送り男よまも聲へ

儀物を送りあまよりさうへへあまのむ儀之を  
古法也今ハ聲より男へ送るづりあまも聲より聲へ送り  
物あり今世の法のめく又ぬり

横モ挽モ同字也旧  
紀ニハ多ク挽ノ字  
用タリ  
又挽ノ字ヲ用タル  
モアリ是ハアヤマ  
リ也挽ハクハハノ  
音也別ノ字也

一 挽飯ウチマシと書しとらうだんとよむ也又挽飯とも云く也是  
ハ正月將軍家ハ大名出仕し御祝の御膳部を献じ  
る事也東山及年中行事ハ献挽飯ともあり下り  
つせちふとよむいと云も同し也挽飯ハ鎌倉時代ニ備  
あむ以後を勤々も由京都將軍家ハ等持院殿尊氏の代  
より行なれり也鹿苑院殿義満乃以時より規式形に定  
むるも毎年正月元日ハ管領二日ハ土岐三日ハ佐々

木

佐々木京極  
佐々木六角

隔年七日ハ赤松十五日ハ山名出仕し

役を勤む此御祓儀ハ寢殿レシ也レ茶レ波レ出レスレ茶レ波レ出レスレ式

三献奉りて三ツめの御盃其日椀飯を献せし人

頂戴せし御盃頂戴の御礼しし式の進物を献せ

らふ式のを物と式の引  
出物也を物と引御酌ハ殿上人勤し御手長テナカ也

役人裏打の表出ヒタレを志し勤む此時此度也の事の出

櫛ハまつり補也應仁の大乱以後ハ椀飯の以祝儀

ゆハ祝式ハ初りし人少しと右東山殿年中行

事道照墨草年中恒例記年中諸大名此成記貞陸

自筆記宗五条ノ割書豊記抄等の趣を以合て記

一椀飯の飯の字ハ盤バンの字より椀飯ト書ハ誤あるべし

昔より用ひ未だ事あるハ改めし又椀飯ハ正月

のみに限る事ある今世の詞ハ料理を云ふ

まふと云事を古ハ椀飯を役シヤケルと云ひ也古書ニ椀飯ト書  
タルアリ椀ハ水

也椀ノ字  
ヲ用ヘシ

一椀飯の事庭訓往來ニ外古書椀字を用タルハ誤也

椀ノ字ハ玉篇ニ烏管切トアリ音ワシ也椀ノ字ハ玉篇

ニ後官切トアリ音クハシ也椀ト椀同字ニアラス椀ハ椀

と同用ノ字也古書ニ椀ヲ不用シテ椀を假り用ふる

ハ境ノ字俗字ニ一引を加へテ境ト書クハシテ死を書  
 くに死ノ字を忌みて境ノ字を修り用ルルハシ字跡  
 ノ似たる故ニ押テ修リ用ルルハシト云ハ  
 判官をハウゲハント云同例也ハをウと云ハムトウ音相  
 通スル也ウク スツ ヌフムユルツワハント云也ハハ  
 事名目と云也万事名目と云事あり

一境飯ハ今世俗又修り多しと云同ハ境飯と云武  
 家イの修り限らず公家イもあり左經記卷一三寛仁元年  
 十一月廿一日乙卯候内新中納言被出殿上境飯左大将被出  
 又卷三寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被

三代史録云仁和二  
 年正月二日壬午大  
 政大臣第一之男時  
 子於仁寺殿加元服  
 于時年十六帝自手  
 取冠加其首令主殿  
 期從五位下藤原朝  
 臣家直理髮焉

儲モリ殿上境飯境飯ハ食ヲ人ニフルマフナリ正月ノ  
フルマヒ汁ニ限リタルコトハナシ

一元服と云元ハもとめとすむ服ハきも物とよむお  
 さま者成長してきも物とす茶の衣服をきも物  
 元服と云也元服の時加冠カウカンの役理髮リハツの役とすありあり  
 加冠と云同ハをきも物とす人もありおやの事  
 也理髮と云童子の髪先を紙カミに包みて髪カミの先を切キ  
 也理髮の人髪をきも物とす加冠の人髪カミをきも物とす  
 あせも也ねこお時始てきも物カミの髪カミありあり  
 むも也加冠の人より名乗字を一字法カミりすありあり  
 將軍家の御名乗字を戸カミありありも有元服して

時位高き家の子息ハ官位を執り官位せぬ人ハ何  
 九何若あど云おさふ名をや名て何太郎何次郎  
 どおとふの名を付也是れ我名何一名と云叔母後世  
 いも高くなると云く威する比より長しゆいのも何  
 一松やめて常の姿何一を申す也元服以前童子は  
 婦ハ人物の部はあらず名念へし何一ハ元服の次男太  
 の極也今の世やハ童子前髪を大にけりておのす  
 めをぬくを元服といひ前髪をおとす月代を  
 たりぬか元服あど云ふ近代のあつて也古き  
 一公家流の元服ハとくまけりけを短くつめぬらん

元服 時略 髪ヲ用  
 ル也 深兼 鬘也 以  
 上 夫 木 杖 一 見 文 刊  
 元服ノ時略 髪ヲ用  
 ル也 深兼 鬘也 以  
 上 夫 木 杖 一 見 文 刊

緒ありもさるをきん事元服の書形如く叔母  
 有来る眉毛を判おろしてその眉毛より上の額乃  
 際ハ墨を以て丸くあるに眉を付るを高眉と云  
 但此眉ハ十五六七歳の比まで無き也を重より高  
 やめりて子も有る成長はあさふ也何れも高眉ハ  
 御免を蒙りてやめりて也高眉をやめてやめりて  
 ころ本の眉毛を去る也此村<sup>ワキアケノ袖ヲ辨知ス</sup>の衣袂や  
 ても高眉をぬきあさふる衣を去る也又元服の  
 日<sup>カガ</sup>髪<sup>ツバ</sup>齒を黒く染む也京都將軍家も高  
 元服の法式公家の法を用ふる高眉を作りし

を付られし車公家又同し

一女乃元服を髪を束と云也十六の年小比祝ありた者  
有くハ十五の年又申す也髪の先とむ人の髪束を  
也と云ふ切の事と髪束を束ハ聲敵をがも也婚れ  
前ありはうもつひろくく聲敵をりてる也  
髪束乃梳打むるの第小山後海松一と山橋  
也心青め石二掃一具のすを引合の紙一  
帖入と抽出く女子ハ基壁の上又まて居られしを  
くく廻り髪の肩に通り又山すげ海雲山橋  
石をゆひ付てまわるハ紙と付し掃をあり髪の先をさる度の

まあがねちちちもちひふとさ度とありしみ  
をあり髪束をさる度とありしみ  
山すげ下ゆひ付く物をさる度とありしみ  
髪束をさる度とありしみ  
引合の紙をさる度とありしみ  
川に橋を也ありし  
山すげを用ひしみ  
物束  
水中で  
髪束  
詩



文明十二年十二月廿一日今日三歳女  
生有髪置祝書成始  
御一益の御書云  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも  
はひのつらつらをも

小児三のころは祝也

一 かり元服之事うらぐらんあつと云ハ男子十一歳より刀を  
さし始むを云 祝言ニ 刀とハあし刀あり

一 男子髪置事 永享八年十一月廿五日 三歳之時 義勝公御發也

次方之内御く 是乃以粉御而拂つけ美をく浮

織物の二つ御服を台す 是後御前張の御大口細長 地

白唐織物御致 貞業祝之ニシテ 是乃供御ニ御向乃其後御坐

密大口をのす 御地白き御 御所様以腰結素をく 若君御

三歳より髪置の祝云分ちやうらんをきせし下り

侍上下をききし又 セススワウ 肩衣袴をくハ男ハ此時袴を

祝言ニ 三歳能髪置の事 家 貴 ハ白ちやうらん 是

髪置の事はとち極なり 是次ハ白ちぬき 高 三

付ハ是次ハらもをく 女房 是 六 文

龜を給よりあつあつ 女房 是 六 文

を以て考書を 女房 是 六 文

あり貞久記云袴置 女房 是 六 文

はくぬきぬきぬき 女房 是 六 文

紋をも付し 女房 是 六 文

一 帯あけの祝を 女房 是 六 文

方日向を 女房 是 六 文

御守御相傳傳  
々々三葉あをりの祝  
何事也式之献あ  
らん又考あゆみ  
歳より上下の並  
男子あへハむ

禮儀の付並御ちや  
うらんすあふの時  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき  
ハはるあけぬき



ろわむおあーま  
華の酒のこりの付  
る華を冠税言  
以

もう海老の時多同  
しうあふさす  
四一八元服の時  
多し  
自之記しんあさ  
りあふん五の時  
うぬさてしん  
はくさぬは後  
竹巻抱をサリ  
り又二家の後を  
付  
水左記兼保二年八  
月十六日今日東宮  
御着御時三歳  
玉藻あ久二年十一  
月五日此日皇太子  
御着御二歳

華の酒のこりの付る華を冠税言以

六草取打他書  
華の取トアリ

一 ちう海老ハ小児セのこー也小きあふを廣く  
さへて指系ハ小児を吉方又向をせりてさへ海  
をさへめさる也はり各汁免さすハおさあき人  
ある海上をハ界さる也是をあめのさるの也大々  
あとの子息さへり人長細あどをもめさる  
時も下さるり也是ハ男子汁也

一 男子袴忌の事ハ歳奉式也あうハ人ハ

子依て五歳七歳もせりて知へ

一 女のちう海老ハ平人ハあハ大名あどの以是女も  
あり紅のほりぬを始てめさす也紅の袴ハ紅乃長  
袴也内裏上臈あどのめす袴也地ハ精好あり是も  
小児を吉方又向をせりてめさす也袴ハ廣く  
さへて出也是ハ小児セのこー也  
女のを海老の  
装束の部ハ  
二 女子袴忌ハ

一 女ハ九のこーよりうを付る是も祝群あるの  
おさあき女房ハあやハ吉方又向をせりて  
袂漿付るめさせりハ男ハ元服以後ハ福を

也男は祝ふ家々の佳例を祝ふも亦

男のくまはあはれ  
之物は部々あり

貞丈雜記卷之一 上

貞丈雜記卷之一

祝儀之部目錄之續

- 一 矢開之祝
- 一 嘉祥之祝 三ヶ茶
- 一 婚禮古法
- 一 山橘之車
- 一 葵かつゝ事 圖
- 一 昆布之事
- 一 下帶之祝
- 一 鏡着初之祝
- 一 置鳥置鯉二重折 二ヶ茶
- 一 盃車
- 一 藥玉乃車
- 一 厨斗蛇之事
- 一 袖留之祝
- 一 玄猪之事 四ヶ茶

雜記一下

目一

- 一 九月十三夜
- 一 祝言と云事
- 一 八朔之事
- 一 粥杖之事 ニケ条
- 一 左儀長之事
- 一 吉日を撰事
- 一 誕生初夜七夜
- 一 河縣祭
- 一 婚禮輿請取渡
- 一 老人賀之事

- 一 正月鏡餅
- 一 寶舟之事
- 一 御齒固之祝
- 一 卯杖之事
- 一 年中吉日
- 一 臍帯つゝ祝 三ケ条
- 一 小児湯始之祝
- 一 臍帯竹刀之事
- 一 輿請取事
- 一 桂乃里の夫婦

- 一 かけ香藥玉 ■
- 一 胞衣納事
- 一 婚禮乃脂燭
- 一 移徙之祝
- 一 ち後弓之事 ニケ条
- 一 ゆきと帯
- 一 妊婦方透
- 一 いゝき餅
- 一 三月三日遊
- 一 新宅煤拂有無

- 一 菊乃きせり
- 一 正月五ケ日
- 一 正月五ケ日正説
- 一 夫如盃之事
- 一 懐妊着帯之事
- 一 帯結や故実
- 一 いろの祝
- 一 三月三日艸餅
- 一 煤拂之事
- 一 正月門松之事 ニケ条

雜記一下

目二

- 一 ちごの子
- 一 山管之事
- 一 婚入貝桶
- 一 大饗之事
- 一 婚禮露顯
- 一 御誕生産湯式
- 一 子戴之餅
- 一 胎衣を納<sup>ル</sup>故實
- 一 鼻心結の糸
- 一 魚味之祝
- 一 尚齒會
- 一 元服理髮
- 一 婚禮盃之事
- 一 近世小笠原流婚禮式
- 一 一年賀俗禮
- 一 喰初之祝
- 一 齒黒の祝
- 一 散采之事

- 一 醜を棟より落<sup>ス</sup>事
- 一 宮參之事
- 一 御くゝ並<sup>ル</sup>粉
- 一 誕生祝詞并<sup>ニ</sup>錢之事
- 一 産着之祝
- 一 廿八日御禮之事

以上

貞丈雜記卷之一

伊勢貞友 同

千賀春城

門人

岡田光大 校

初きまのり  
○夫前ハ元嘉祥の  
時ニスルコト之得  
ニハアラウレ小  
異殊ヲ生キ物ヲ射  
テ其前ヲスル也

一男子初きあき射を執を始し射する時矢初きまの祝  
とて餅をつき射する多獸を料理して祝ふ餅の調  
和喰やう法式あり別々矢開き書一書あり其書  
委く名えりしなり

一男子十三四歳の比禮志初の祝あり武初ある人を乳  
とて禮をまきせりす也法式禮傳記あり軍用記

ともあるす

一六月十六日を嘉祥の祝儀と云事東山殿の以代六月  
十六日嘉祥通寶の錢をあら川めて揚弓のうけ物より  
勝負し遊ひあひ勝つる者より菓子あはぬ給たりし  
より始ると云説は此説を信ずる一東山殿年中行事縁  
倉年中行事殿中申次記殿中日記年中恒例記年中  
定例記より外京都將軍時代年中の祝式あはせる書ども  
は嘉祥の祝儀よりあはざる始たりとあるす東山  
殿より始ると云説は一がごとく世説問答は嘉定のの  
りくつねに京都將軍時代にもありし事あると云

殿中より以事ありし形あり

一六月嘉祥の祝儀平城天皇の以代大同年中より始り少  
彦名命園韓神は酒餅を儀となりて疫病を移る以祈  
なりしが仁明天皇の以代永和十四年の比二神の御告  
あり十六日の數よりあはるもちあはる十六の數は  
儀にありあはる年号も嘉祥と改元ありし中鴨長明が  
四季物語は見えざるも右の事日本紀續日本記  
を初め延喜式に家次外に外記に書よ見えす信南  
史にみす四季物語は長明が実作にあはると云説は  
さもあると云

長明ハ  
後醍醐天皇の以代の  
人あり








頂戴もあり古祝儀より必式と献又ハニツ盃出ても也 二ツ盃ハ式  
之献ハ本膳ニ付  
但し時多人の御座頂戴きりある返答あり  
時盃より六の事ありあき也めいりの也大内同春は外田  
記をえり知るゝ今時盃のせねに祝儀よりあらずとわたり  
ゆ人あり依りあるゝ一長也

祝儀のつくり物を用ひ山とあり花とあり物ハやぶらうとあり  
以物雪霽ふもあらず細き赤き実ある物故祝儀に用  
ひ也正月の祝ふも是を用ひ古今集に秋なり

我意を無びうまへありしむきの山たちを那の色を  
いざぬゝゝあめもやふらうの事あり

一五月五日の玉を禁裏より將軍家へあつたれし由

年中恒例記等々々々々々玉ハ菜也書之殿中ハ次紀  
より葛玉とあり是ハあやまうとあり玉ハ香ふ菜を動し  
りて糸あうとあり清下<sup>シ</sup>の作花もあやまうとありを結  
付て五色糸糸を掛り巻れさげたる物也其故御簾より  
けりも也后宮各同抄ニ云菜玉之法麝香一両沉香一両  
丁子五十粒甘松一両龍腦半両菜玉一聯十二箇月のあ  
年ハ十三也一粒の大サ  是は結造りもあつた也袋ハ襦袢  
筒式ハ紅練紐ハ攝家ハ白清花羽林家ハ紫其以下ハ縹  
色を用ひ侍也云々

枕草子云々うきうきハさうぶのきりつひあつたうきうき  
うきうきあつたうきうきあつたうきうきあつたうきうき





年中行事細抄云  
 御記云寛平二年  
 二月廿日丙戌御  
 善曰十月初更御  
 等俗間行末以爲  
 威事此字多天  
 皇寛平ノ比ヨリ  
 御ニナリ  
 權記云長徳元年  
 十月二日癸酉歳  
 藤以御折櫃給殿  
 上則也

を中事の祝と名付たるあり。おやのごとく中おひの  
 おやと名付たるあり。たあまを基とす。まを  
 一祝と事あり。いす。いす。あまの也。あまのよ世  
 の風俗おろまあり。うまの祝とす。あまの  
 一御あり。まの祝と事也。基石とす。あまの  
 まの祝と事也。御也。紙とす。あまの  
 中又内事あり。あまの祝と事也。あまの  
 書とす。あまの祝と事也。あまの祝と事也。  
 有の書あやまりあり。あまの祝と事也。  
 一御あり。あまの祝と事也。あまの祝と事也。

一猪の子に祝の事十月の月也。あまの月也。あまの祝と事也。  
 事ハ猪ハ子を多くしむ物ある。あまの祝と事也。あまの祝と事也。  
 支天の子孫繁昌に祝也。又一祝ハ猪の子の祝ハ摩利  
 支天の祭り也。摩利支天ハ猪の祭りあり。あまの猪の祭り云  
 猪ハ摩利支天の使者也。あまの月の月也。摩利支天  
 を祭りし。運を祈り。あまの祝と事也。あまの祝と事也。  
 と云云

一殿中、次記の内、あまの子に祝の事、あまの祝と事也。あまの祝と事也。  
 と云云あり。あまの祝と事也。あまの祝と事也。あまの祝と事也。  
 ぬ也。鎌倉年中行事云。あまの子に祝の事、あまの祝と事也。



今正月ニ華東ニ  
用ラレ、空舟  
ハ舟ニ采儀  
多ツタル儀  
アリ七福神ノ像  
トハ書ヲ也右  
後撰本ニテラ  
レタル物ナリ

一 正月鏡録を鑑カミに倚ヨリりる事軍神を祭る也京都御軍  
家ミヤハ正月廿日ハ具足ミツクの餅モチヲ以て祝あり也正月祝  
儀カサリ飾カサリの終ハヒミ足ミえり今世上ハ正月十一日ハ以て祝する也  
一 祝言イハレコトト云ハ何事ナニカも祝イハレひり也今ハ嫁禮カサリの事コトハウリ  
祝言イハレコトト云ハ人ありあやまり也

一 今時正月二日の夜ヨ變舟カサリの終ハヒミ在マ枕マクラの下カハ出デ事コトあり昔ハ  
節フシ分ワケ此ココ夜ヨミミ世ヨ成ナリ團ツミじじ也正月二日ハみみありあり昔ハ  
中ナカ恒トコ例レイ記キニ云節分フシの夜ヨ紙カミよりヨききるる舟フネ終ハヒ伊勢守進上  
之ノ女メ中ナカ流リウ同ドウ朋トウ流リウ也也私シ調テウリリ云云又又巽セン阿ア覽ラン書ショ云云以以如  
此コトの上ノ意イ大オホ引ヒキり外ソト小コト引ヒキ以下カ引ヒキ今イマ以モ末ヘ女メ也也

大引オホヒキ小引コトヒキハ引ヒキ合カト  
の引ヒキの大オホハ云云 右京都將軍家ミヤミミの事コト也

唐書日記文安五  
年八月一日八朝  
礼車レ何ナニ比ヒヨリ在  
之ノ奉ホウ我ガ之ノ由ヨリ尋ズ申  
候コト後ノチ爲シ明メイ院イン末マお  
ヨリ出デ来キ候コト恒トコ不  
持テ所トコロ見ミ候コト所トコロ終ハヒ申  
代カヨリ沙シャ汰タイ初ハジメ候コト  
録キ舎カヨリ事コト起ヒ候コト  
由ヨリ所トコロ語コト傳ツク也也清キヨ景ケイ  
之ノ記キ嘉カ元ゲン比ヒ之ノ記キ  
ニ此コト事コト見ミ之ノ近チカ年ネン  
如此コト之ノ由ヨリ注ツク付ケ云云  
○先マ代カトハ吳ゴ朝テウ  
云云ノ比ヒヲサシテ  
云云ナリ

一 八朝ハチウ乃ナリ祝イハレの事コト一ヒト条ジョウ振ヒ政セイ乃ナリ書シ多タのノ一ヒト 桃花トウカ染ゼン葉エフ云云八朝ハチウの  
事コト正テイ應エイ二ニ年ネン御ミ記キニ云今日家ケハ此ココいとありありたのひく  
物モノ云云ままのの事コト云云ありありてて云云ありありたのひく  
リリ久クととおおああのの祝イハレ儀ギ記キ勤チン後ノチ深フカ多タ院イン御ミ代カ建ケン長チヤウ乃ナリ  
比ヒ布フひひすすりり事コトおおととれれるるもも宗ソウ尊ソン親シン王オウのの代カ代カありあり！  
云云 又又公コウ事コト根ケン源ゲン云云 良リヤウ々々作サク 八朝ハチウ風フウ俗ソク以モ事コトハ更マシ子シハ後ノチを  
一 又又正テイ礼レイももあありり堅ケン固コ世セ俗ソク風フウ俗ソク之ノ或カ假カ名ナ記キ  
又又建ケン長チヤウのの比ヒよりより以モ事コトありありままああ田テンのの云云云云よりより云云  
折セふふりり云云けけああじじよよ入イるるののもも之ノ流リウううけけららりり也也

雜記一下

まゝエレンカウ明寺太閤の一条実隆文永の記は此七八年よりこの  
と雖天下は流布ルする所のせむれより誠は建長の比  
より此のあはきり或は後嵯峨院ゴサガガいよも若菜ワナあまの  
外戚トウキ通方トウホウの幸テはカタクありし時御閑素ミカドをカクさるり  
さるり通習トウシユウは男女オノメあまなりきりきり後所ゴショきり  
聖運セイウンをカクらるるせむれより嘉瑞カズありとて同く此  
とありたるあども傳ツくよりこれをこれい川カハもこ  
りある事なりしあり、真実ハをカクありとる年紀キネも明  
あはきりしとて、後嵯峨院ゴサガガの御法世ミホセの時分トキより此事コト  
しきりや云い以上公事根元

貞丈云は八田の実とて米穀の成就をカクふこのありあは  
を田の実とてあをカクりし、五事をカクりしとて主君とてこのと  
ゆ人は物なり君よりハ長とてこのむ者も物なり君臣和  
合しむるも、この祝也さきを京都將軍家キョトの  
此日祝ありしと也

一御齒固ミカクは祝乃事簾中旧記年中恒例記等にあはせし  
委クハしきり鎌倉年中行事云い月十五日の内は御齒固  
乃御祝あり平人の祝はカクる御祝の極マありすカクハ  
此布フる長さの祝也打衣ウチエとて長ナガハ尺シヤクをカクりしとて  
尺をカクりあり尺シヤクとての長をカクる縁キリをカクるはのすカクは

角を綿ワタの結ムスビてちの緒いとをきゆる衣キヌをおろげては上

は御齒固ミハシツメを並ならすを望のぞむを御打ミウチおもとも云人コトありた不可イカ

然シカれば祝イハヒどもハ大草オホクサで被カはれ悟さとる 大草ハ尾オビ下シクあり 縫ヌイ不可イカ記キ無ナ

連ツラ敷シ方カタ御打ミウチおもとも其ソノ記キを簾中旧記スサノナカキヨウキ年

中恒例ナカノコト記キ等ナドを引ひ合あせ考かへ了し

一御ミ弼ツツ杖ツヱとる事コト簾中旧記スサノナカキヨウキハ御杖ミツツヱとあり簾中旧記スサノナカキヨウキハ云御

法ホウえとするハ十五イハヒ日ヒ此コノあらじとするをつてす物モノもなし

御ミ洗シひつてのちハ川カハもの水ミヅを上カミ松マツといはれしる

てハ女メ房フ屋ヤの衣イの水ミヅを上カミ松マツといはれしる

乃ソ杖ツヱはハあらじとするハハあらじとするハハあらじとする

ゆて春ハルの野ノはいぬあどろといはれしる

正月イハヒ十五イハヒ日ヒ杖ツヱをつてするをつてする

をつてするをつてする

一正月イハヒ十五イハヒ日ヒ杖ツヱの事コト簾中旧記スサノナカキヨウキの語コトハ前マヘ記キ一ヒ杖ツヱ

て女メの肩カドをうけバ子コをうけバといはれしる

納言ノクワン枕マク草クサ紙シは十トウ五ゴ日ヒ五イ日ヒの水ミヅを上カミ松マツといはれしる

本ホの水ミヅを上カミ松マツといはれしる

しきもあらじとするをつてする

をつてするをつてする





都將軍家ニ正月十四日大館上總收佳例ニて郊杖を進上  
しける由り次記録殿中次記等に見えたり

一左義長のの殿中次記ニ正月十四日十五日十八日の条に

左義長難<sup>ハヤシ</sup>ラ<sup>ス</sup>ラ<sup>ラ</sup>ニ正月祝儀に飾<sup>イ</sup>に正月十八日

夜に入り爆竹の事<sup>爆竹トハ左義長ののり</sup> 竹ヲ立テ火ヲ付焼也

さ初<sup>ハ</sup>のものを二ツ作り 帯<sup>ヲ</sup>うけ<sup>ニ</sup>ま<sup>シ</sup>草<sup>ヲ</sup>十二筋<sup>ト</sup>之

をろぐり<sup>ニ</sup>付すえひ初<sup>ニ</sup>や<sup>ニ</sup>十二<sup>ト</sup>なる<sup>ニ</sup>う<sup>ニ</sup>あ<sup>ニ</sup>きの<sup>ニ</sup>文<sup>ニ</sup>一<sup>ト</sup>は

ハ<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup><sup>火を<sup>ハ</sup>やけ<sup>ル</sup>もの<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>き<sup>の</sup>ま<sup>の</sup>た<sup>を</sup>す<sup>ル</sup></sup> 公方極<sup>ニ</sup>ま<sup>ニ</sup>ハ<sup>ニ</sup>丹波<sup>の</sup>の<sup>ハ</sup>玉<sup>を</sup>つ<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>丈

と<sup>ハ</sup>様<sup>ニ</sup>樂<sup>ニ</sup>ま<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>う<sup>ニ</sup>せ<sup>ニ</sup>ど<sup>ニ</sup>田<sup>ノ</sup>や<sup>ノ</sup>ど<sup>ノ</sup>ん<sup>ノ</sup>と<sup>ハ</sup>さ<sup>ハ</sup>和<sup>ハ</sup>り<sup>也</sup>

正月十五日竹<sup>ヲ</sup>ま<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>より<sup>ニ</sup>進<sup>ニ</sup>上也<sup>ニ</sup>徳<sup>ノ</sup>裏<sup>ニ</sup>極<sup>ハ</sup>ハ<sup>ニ</sup>正月十八日

あ<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>様<sup>ニ</sup>樂<sup>ニ</sup>也<sup>ハ</sup>火<sup>ヲ</sup>ま<sup>ニ</sup>餅<sup>ニ</sup>十二<sup>ト</sup>あ<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>初<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>極<sup>ニ</sup>く<sup>ニ</sup>焼<sup>ニ</sup>て

あ<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>家<sup>ニ</sup>あり<sup>ニ</sup>東<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>殿<sup>ニ</sup>年中<sup>ニ</sup>行事<sup>ニ</sup>あり<sup>ニ</sup>爆竹<sup>の</sup>の<sup>ハ</sup>あり

見<sup>ル</sup>合<sup>ハ</sup>り<sup>也</sup>

一元服<sup>ノ</sup>付<sup>テ</sup>初<sup>ニ</sup>髪<sup>ニ</sup>並<sup>ニ</sup>袴<sup>ニ</sup>忌<sup>ニ</sup>帯<sup>ニ</sup>出<sup>テ</sup>一<sup>ト</sup>爲<sup>ル</sup>初<sup>ニ</sup>祝<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>今<sup>ハ</sup>必<sup>ニ</sup>十一<sup>ト</sup>月

十五日<sup>ノ</sup>す<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>成<sup>リ</sup>多<sup>ク</sup>也<sup>ハ</sup>古<sup>ハ</sup>十一月十五日<sup>ノ</sup>より<sup>ハ</sup>なり<sup>也</sup>

事<sup>ニ</sup>あり<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>川<sup>ノ</sup>あり<sup>ニ</sup>も<sup>ハ</sup>吉<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>急<sup>ニ</sup>に<sup>ハ</sup>志<sup>ニ</sup>也<sup>ハ</sup>陸<sup>ノ</sup>陽<sup>ノ</sup>師

乃<sup>ハ</sup>書<sup>ニ</sup>ニ<sup>ハ</sup>年中<sup>ノ</sup>最<sup>ニ</sup>上<sup>ノ</sup>吉日<sup>ニ</sup>正月十一日二月九日三月七日四月

五日五月三日六月朔日七月廿六日八月廿二日九月廿十日

十八日十一月十五日十二月十二日あり然<sup>レ</sup>ハ<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>也<sup>ハ</sup>

用<sup>ニ</sup>へ<sup>テ</sup>事<sup>ニ</sup>あり<sup>ニ</sup>十一月十五日より<sup>ハ</sup>なり<sup>也</sup>

水左記云兼保二  
平八月十六日今  
日東宮御着袴敷  
季三殿白殿左  
大臣兩人御前参  
上園白殿結御腰  
兼久二年十一月  
五日此日皇太子  
懐成三殿御着袴  
地云くゴ千ヤツ  
コトヨム男女共  
ニ着袴アリ

進部  
將軍ハニ限ラス  
禁裏ニモ吉日ヲ  
エラバル、也陰  
陽師ニ仰下サレ  
テ吉日吉時ヲ勘  
ヘテイラスル也  
其書付フ時日ノ  
勘文ト云ナリ

一祝儀事ハ吉日をあるに用ゐる也吉凶をさるる川也  
 禮の一ツ也古將軍家の以祝儀ハ陰陽頭ヨニヤウノカミより陰陽頭今ノ土師  
門内吉日をくぐりて勅文をまかりし也勘文トハ吉日ヲ私あてクハ之ヲ書付也  
 それを准じて吉言をまゐむ也さうあがらああり子吉  
 凶はあつゝも物いひはすくもさうらぬ事也よりま  
 証又まぐ

一小兒出生此時陰陽の錯はくゝの古ハ將軍家少くも將軍  
 以産所ハ渡御ワタリミありて以産はくゝ不その錯はさる心  
 也兼中旧記云御産所ノ事中畧御ありてさるハ御産  
 所ハありて公方御所を家を以つぎはとありハありてつぎハ  
ハ備子也

續和御産部類記  
皇子降誕其物具  
自隨以極忠朝臣  
備獻之銅刀切略  
諸料

又五本を以つぎはトハ  
 又三儀一統ニ云去ル比始々君君以誕生  
 ありき中畧以その儀をつぎ始はるハ大御所ハ御産  
 所ハありてつぎはとありハありてつぎハ  
ハ備子也

一産の時竹刀を以りハカクノヲ懸帯を切事ツグ神代よりハ風俗也  
 日本書紀神代卷々以竹刀テラヒエヲ截其兒臍キルとあり是火明ハカノヒ  
トホノス余火セリノヒトホ出見尊誕生ヒシコトしありし時の子也竹  
 刀故上古ハあるにえといひ也倭名錄卷十五藤藤  
 ノ具云竹刀日本紀私記云竹刀阿手比私言以竹刀云々

上古五十日メノ  
モアリシナリ  
イカノ祝ト云五  
十日ト書テイカ  
トヨムナリ

一 小児誕生の當日を初夜と云三日めを二夜と云四  
日めを五夜と云七日めを七夜と云以日毎に祝ふを  
うぬやいふいの祝と云七夜まで吉日をあぶられ遊ぶ  
吉日をあらびて初夜の祝あり二夜五夜七夜を  
同一儀也

一 小児湯の後始で湯あびせを湯始の祝と云  
うぶそりを剃髪サイハツの祝と云うぬきぬを初て思す夕祝  
着衣キクエの祝と云殿中日に祀りあり

一 小児誕生ありて後河臨カハリンおとす云ふありきも吉日を  
あはいて陰陽歌インヤウカ河邊カハを出りおろすをすくは産所臨

祈始河臨祭と殿中祀あり此産婦に小児の祈  
禱也

一 臍帶ヘリノコを洗ぐ竹刀を洗ふといふはあやまり也まはし  
小刀の形を竹を作りたる物あまを竹刀といふべし之  
儀一統イツも竹刀とありるそのお流ぎぬふ附ツケはうけを  
まきあてまきせしむらうけはあやうけぎぬふは長も之儀  
一 鏡子見ミタマうけり

一 婚禮の時輿ウヘより渡りぬる人ハあし此儀のたはあ  
えぎも小ありあやう人ハ同くあしは左のあがえさ  
ちよる也渡りぬる人ハあやをあをのけあうえを

年賀ノ始リハ仁  
 明天皇ヨリ始ル  
 秋賀日本後記仁  
 明天皇嘉祥二年  
 冬十月辛巳朔癸  
 卯歲天皇太后  
 遺使奉賀皇孫  
 由其献物恩賜平  
 文冠子十基  
 云々以今賀物多  
 賦ノ家ハ四十也  
 印本ニハ卅ニ作  
 ル三十二ニハ年  
 歳合ハス賀ナリ  
 古本ニハ卅トア  
 リ  
 建仁三年十一月  
 廿三日俊成々九  
 十ニ賀歌の内具  
 親のあひ若う  
 人子とせむ飯を  
 給人此橋の杖を  
 はつとせあり  
 又新撰ニ帖也

するは、  
 のあひ、  
 するハ陽也あをのくハ陰也其陰陽を表すも礼也  
 西方ともは家老の役也又其後の時あひあがえのあひ入  
 へり常時村もあがえのあひ入へりぬ物也  
 人あがえのあひ入へり  
 一 婚礼の時あひ入るを名々賀致出りこしは子をく  
 る物也と今世上一統ニぬけりとのあひ入りとのあひ  
 入るは彼人もあひ賀のしや一人ハ自りあひ入りのあひ  
 入るは大名と外歴ハあひ入るは彼人もあひ賀のしや

は不及也

一 老人ハ賀の事四十年の年より祝ひ初り五十と七十ハ  
 十九十百の年まで十年めくは祝ふ也武家ハ別ニ親式  
 由ありハ家ハあひ賀のくハ祝ふ也武家ハ別ニ親式  
 扇風ヲ書ケ祝の陰表ハ立也又楯の杖と云杖の上  
 楯を作り付てそれを老人ハをさる事あり楯とい  
 ふ多ハ食をむせぬ也老人ハ食をむせぬ事ありた  
 其新賀ハあひ賀の杖を用ひて云他ハ右新賀ハ  
 もハ家方ハ其実をむせぬハ武家ハ別ニ親式也又  
 五十の賀六十の賀あひ入るハ賀のしをくハるハ重



うすどほくまはまらすまの某侯の前よりえり

一亥の子の夜菊はきうせりしをききしもの旧記ありきせ  
りしハ高綿を菊の花の主人の大サありしハ  
て赤き花ハ赤く黄き花ハ黄き花ハ白き花ハ白く  
し花ハ色を深く花ごんの花の上よりせり也  
ふか也今も禁裏ニテ此事あり

一胞衣を納め降る時と彼人笑ひて帰るの産所記及中  
日記等よりえりる家も此より天子の降胞衣ハ福  
為山賀茂山吉田山城と云ふ納り也人のえりぬる納  
りてふれ失く五陽よりいふ家の産所の人より

正月五ケ日と云朝日三日七日十四日十五日也出家方ハ初の  
五日を五ケ日と云書れ礼節諸国書条々等ハ元日迄  
此也次記

一婚禮の夜ハ一も此時ありくを抽出るの旧記ハ  
り燈燭のしりし松調度の部ハ記ハ元日也

一正月五ケ日の事為記タル後ハ此也元日二日三日七日十  
五日是を五ケ日と云テ京都將軍家ハ此以後あり  
之職御太刀進上ありて御盃頂戴也ハ次記祿東山  
殿年中行事殿中ハ次記年中恒例記等見たり  
一後徒乃祝と云別々替りしる祝式ハあきり也ひれ

種々の日鏡室の  
ある所は陸陽  
師の付くは黄  
牛ありては  
ありては  
ありては  
ありては  
ありては

字付とる物を進物とせず衣服の外と赤き色又ハ  
己とをもちき色を不周とすを忌む也度出ハ上  
度ハ川も此祝の如く籠子一對並鯉並鳥二重折を  
垂て水神へちあへる也扱多け式と献七五以下  
籠子控お提ノ事ヲバヒノ字ヲ忌ミテサゲト云フナリ  
一婚禮乃時夫婦乃盃男より女ニさす夕酒盃ニ部ニ記ス  
一正月のち彼方ハ川のはより始りしありあはすある  
詠子神代鷺鷥羽萱不合尊とト部ハ幼ありてあり  
たの時とち各チ記対始めありと云我共日本紀舊事  
和古事記古語拾遺ありと云正しと書みんえやうる

おまは用ぐくく天文十二年一条大納言兼冬卿の著しあ  
ひ一世話問答ハ正月よりあるハ何のたみやと云題を出て  
子細を書述ありその短小意ハあるありありありあり  
凡そへも常此方のちと名えまう室所殿時代の年中行  
事記書 年中恒例記殿中ヤ次記 ありありありありありあり  
これちを各チ記すハ名えすこれ比ハありり一物缺士  
佐國の人此物語子土佐国畑とつふあり山中の人正月  
の提ひは若よりを彼方の堂をあるありありありあり  
倉庫の物々細く物やち小言まきありありありありあり  
をいふありありありありありありありありありありあり



又按てはしるは  
しるはしるの果  
あつてもあつて  
あつてもあつて  
あつてもあつて

人立て射る也。うね流座の如くある物を名付くを射るとも  
也。おとけしき人ハ常の事を申臺あどハ日り竹志の竹志  
どの事なり射る也。云々ハ日り也。稿の事なり。いふ  
海ハあどわの畧語あり。まどかハ九きや也。又ハ  
葉的の畧語ハ遠き田舎ハ必古風ハせず。浅き物  
也。右の左の射るの物ハ古き戯あり。さうあり。事  
又ハ戯あり。田舎の事ハ事歟。

一を後方の事土佐國の人乃物語ハ前ハ記ス。又大和國  
吉野郡上市村嵯田源孫ト云針匠也の人物語云大和国ハ正月小兒  
のころあられもあつて射る也。其のハ俚を巻く物語

あつてもあつて  
あつてもあつて  
あつてもあつて

作らるる傳書大計之中ニ定あり。あつての内ハ二二三才  
計也。形ハ禍後ト云物の如禍ハハ後ト云想つるを。是を名  
付るも多ト云也。是或射るハハ小兒幾人もあつて。びり矢  
をりあつて。信州時一方北端の方よりうねを流し走  
あつて。各射る。くを後の中ハあつて。射る事ハあつて。  
とす。係也。存り存の方ハあつて。射る。又右より左ハ  
う。射る也。海をあつて。射るの中より。二。く  
代り。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。  
あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。  
あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。あつて。

東鑑卷二治養六年三月九日巳卯  
御堂所御着帯也  
十葉衣常流之毒  
依御仰之以孫子  
小太郎胤政也

御神帶武衛兼  
給冊後馬便  
障

腰丸物被りて  
帯の巻子  
つる腰のあり  
あり  
は五葉のすく  
は御代の一  
院の御代の  
一はあり  
は久一き  
は帯のすく  
はあり

何國てもいふあるありあり一後子他金あり右  
の御方の書はふれ絶えつて方夫はうりあるかを海子  
云名のりけ初書ぬ事ありつりを母子とふを海  
いふ的を御方か乃名あり一説を海を破魔し書  
年の始は悪魔を破しつて祝ふ事也と云ハ非あり

○ある人乃りつり一横州へ行くとい横州一各二各の邊をさすは田をさすや女ども  
あるつりいふ處を腰に付たりその中一人の處をさすは月づつ女あり一を外の女  
をさすは後がふきよといひたりこれをさすは處のつりをさす  
つりみえつりまは母子の的のつりをさすはつりをさすはつり

一懷妊ハ婦人其帯の祝ハ時ハ婦人の夫帯を自身  
に結ふは古例也東鑑卷之十二建久三年壬子四月二日  
の条に申越事甚所御着帯御加持ハ安樂房阿闍梨

御驗者顯學房也武藏守義信妻御帶持久幕下人  
奉結之給とあり幕下ハ頼朝兼中舊記云ク御産ふ事

上らぬ大上臈をりぬ女房流以やは之ハ御帯以  
つるいまつり御所あり之御さつりつるい御所  
さ名御帯ぢきよ美をりぬ云是ハ室町將軍の御所なり一はさ  
御産ふを云御所さすハ將軍をさ

又云御つりけのたごもあきハ御不さ海の大上臈御帯  
いせハ能云たごあきハ御安懷妊の時ハ將軍自身ハ帯  
結ふつり以各代とつり將軍御方の大上臈御帯を

むせいし美をりあり  
一妊婦乃臈帯をゆき帯と云結肌帯つり事略

しつやとて帯と云也

一帯結孫故実着華時也應永世二年十月廿七日薩戒記云今日午

尅女房着帯日時兼勘辨由小路三位在方御勘文也於東面庇南間有此事其方依勘文也

先女房南面着座予中山定親跪其前女房右方取生帶精好也帶也納宮先是以大炊助重兼遣加持所也

自端方指入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻

後自右袖出之予取之如之綱管次予又取布帶加同管指

入女房左袖中女房取之帯給也云次予退次有盃酌此

夏雖非本儀為後注付云按始ハ精好の帯を結い後布

帯結志也非不依と云ハ此此事ともを日記記

す云ハ及不すと云意あり

一法甚所りても御妻少くも懐妊の時陰月近くあるに

此般を出入御家人乃宿に移り居る産しあり古

例也東鑑系蜷川親元ハ殿中月々記録云又見えたり是

ハ古ハ何事と陰陽師ハ考へて吉凶を定む事あり

一ハ御産乃時ハ將軍家の御所より御基所の御所

出き方ハありありある由陰陽師考へり時ハ吉なり云り

る由御家人乃宿に移り居るに御産ありて後言ふ

あるに御所へ帰りありて是時誕生の御子も御所へ

入るふあり又御家人乃宿に移り居るに吉方あるに

別所の御館今中倉浦下へも移りありありう移りあり今

二夜五夜七夜九  
天ノ祝京著卷二  
一タリ出ル  
二ヨリ来日ニ祝  
フ也一三五七九  
ハ陽敷十レハ祝  
フ也

日次記建久八年  
正月一日小児五  
歳餅云々

かとかれとか  
こくあれとか  
占事卷六曰安  
事明辨  
子之兩正月餅  
言入道  
云才学如祖  
云如

正月一日昨夕初  
命之日被申餅  
軍女首五歳男若  
餅以前之事也

文徳実録ニ母子  
餅ノ事見メリ

世々ハカ  
右ノ外公家ノ書ニモ他所ニ  
出テ産スル事旧記ニ多シ

一子出生して後ハカノ祝と云々あり五十日と書てお  
かともむ也出生後日より五十日めの祝也七日後乃祝  
の如し

いたゞき餅の祝と云事あり公家方より皆試みたり  
是ハ小児五歳より近正月吉日祝あり餅を小児  
の頭の上より下りてせし宦位よりハカレ命幸と云れ  
祝詞をいひ餅を以て之度歌と當り也親式の祝  
委く桃華葉以事六一条抄政  
兼良公所作め久々たり紫日記云紫玉  
部  
日化  
うへ日ありたれハワウ字の以てきもと云の事

止  
とまりぬ六のう老博ヲ云のせあふとあり正平寛和二年四月一日  
ありうへ日ハ祝日あり  
いふきハ正月事  
あれより近引る  
新六帖信実朝臣の祝とあさあさ春也  
をのののきまはく官あはるあへあけ川夫才歌ニ  
云  
一三月三日乃祝と申る餅今に戸少ハ艾の葉を春  
交る也正平ハよもぎ餅葉を以用するあり皇朝草  
の葉を以てはき交へ也兼魏草一名ハ備耳草  
云和名ハ草と云也正平はくこくさくと云を  
母子と云あり正平後拾遺集ハ実方の祝と  
三日夜夜のちあめハハハ川を正平さげハハハ  
よはくハ川也



人の形を似せ居  
をひよりこい  
いふとく  
お母様にておを  
りてありと  
おとより又お  
りてありと  
おとより又お  
りてありと

いふとく  
おとより又お  
りてありと

紙を穿ひて紙形祭にて海へまのりありたる也今もひ  
ふ紙形祭の式ありとて金紙にて作りたるものを  
用也白紙を金紙よりて遠くあせども紙ひたるを  
お式とて傳へるもの己の日紙をては用いしひさぐ  
のまがさぬ川へ傳へる物あり まがさぬ川の陸路、お仏  
八知はあやういあり  
の日紙をては男女ともにおする事ありとも後よりありとあ  
るおのふ小ありしお女子のまがさぬ事ありとあり  
又安子原氏物語に草紙に足えたる女子のまがさぬ事あり  
おふも紙にて作りたる人形にて陸路にありとて用は  
ひさぐとて似たりとておふとておのりたる紙にて

とておのりたる人形にて陸路にありとて用は  
ひさぐとて似たりとておふとておのりたる紙にて

おのりたる人形にて陸路にありとて用は  
ひさぐとて似たりとておふとておのりたる紙にて

一十二月ハラヒ煤拂之事東鑑卷三十一より又室町殿年

中恒例記十二月廿七日ノ条云いすは初なるに於て御祝儀也常

御所は會石御歴以中ハ御會所ノ同朋仕之上様御存

所ハ御末ノ同朋御末ハ御末ノ男御末ノ同朋仕也又云

以守りたるは祝儀也雜箋サウニ也御美ビ女ジヨ方ヨリ也御會

所ハ同朋御末ノ同朋御末男御末ハ美ビ女ジヨ御末サウニ

御酒サウニ又云ハキノ道具工サシハウキノコイ布

一人ニ一色ヲ下サウニハキノ道具工サシハウキノコイ布

以下行在又云以すいひの以併大草調を云

一新宅ハ三年の間煤拂せぬ物也俗にいひ習ひす事

あり古ヨリいひ傳くもの也東鑑卷之十一嘉禎二年丙申十二月条云六

日巳丑霽為大膳大夫奉行召陰陽師等於御所歲末

年始雜事日時勘申之御煤拂事有相論文元朝臣申

云新造者三箇年之内可有其憚ハカガリ親職晴賢等朝

臣之先達者雖無指文皆所記置也至新造者無煤之

故歟有煤者可拂歟キ所詮此條無證處然者無煤拂

御沙汰可キ宜歟之由被仰出之間各不申子細也

一正月門松之事室町殿年中恒例記三十二年廿六日ノ条云今日御

立松はくろりトハ也仍御太刀下揚律守元道朝臣説也近年ハ晦日作トハ也

一門松の始詳ありす堀川院百首又顯季の歌は

門松をいともいふその由は春あけくりに歌やぬ

身入と名うた堀川院以代に既にありありありハ

之始ハ初をねより兼好法師も昔は事ぬき又は世草四季文祿

乃き後松をいふも天文たけやうにれげあるを物ま

ありねなるを又一条兼冬公法世徳関谷之門の松を

事考より阿り素世の事あり云

貞丈云禁裏ニハ上ヨリ門松立ルトナシ今モ同レ公家の家子立ルトナシ京都將軍家ニテハ立シナリ

一いひのことば板より物布今江戸ありハそのことば

板と云也室町殿年中恒例記正月ノ御こぎのこ巻

ハク也光雲寺を上又十二月御コギイ夕十二箱ニ入閏月在ニ年

千リ五一ツハウキノエニ御大工進上之棟梁モ同参之

人ナガラ御太刀下又一条板政兼冬公御作の

世渡問答云問おとさきこころのこころいふ

き侍りらあやめやそおとさきもれ蚊よららぬ

すあむ事也秋の始蜻蛉と云むし出さるる蚊を云

らあ物ありこころみまいふ本蓮子あどをらん

あううらあはぬをつぎうらこねをいふ

きあがれハ物ハ時人あううのやうあり

蚊を扱をれしめんつぎ侍るなり

真菜ト云上同一  
玉海云嘉徳元年  
十一月十九日今  
日小児ニ歳有食  
真菜事

一魚味の祝ハ小児は始て魚肉を喰む事也又真菜

ハ祝といふ事也小児之四歳の時祝也中日使

なといふ真菜と書了はあいふ也小児ハ食物を供る祝あり

弱き歳ニ歳比也此乳を用ひ粒食魚肉を喰せ後

おのち以後之四歳ハ幼也魚肉を喰しむらあ志

小児ハ脾胃弱き粒食魚肉を喰しむら脾胃

こやうからずし病起る事あり依り粒食魚肉を

喰せざる也三四歳より脾胃をころくあり

三歳以前ハ小児  
ニ依りて飯を喰ひ  
内ニテ喰ひむは  
るるハ肉を喰ひ  
むらハ肉を喰ひ  
みて表面ハ真菜  
の祝とす粒食魚



内を合ふ也

比物に粒食魚肉也（イ）一會（イ）もを魚味と存付る  
祝ふ事也東鑑卷廿四同十四日於左府有魚味之儀と

あり（イ）是ハ左大臣道家ノ御息ヲ鎌倉其朝公ノ  
養子トシテ鎌倉（下）ノ御息有魚味の儀ありと 同卷三十四今日若君

御前魚味着袴（イ）又同卷今日將軍家ノ若君御前御  
着袴魚味也（イ）同卷二十五大納言乙若君御着袴並  
令蒙魚味給申刻於寢殿有其儀（イ）云云（イ）外公家の旧記に魚味  
ト云ふ只今ノ御前也

一正月の祝又女の髪を（イ）祝ふ（イ）山菅（イ）を用ふ事あり  
や海すげと（イ）麦門冬（イ）の事也（イ）草冬も葉青く（イ）し（イ）て（イ）也  
ぬ物也（イ）雪（イ）雲（イ）ふ（イ）も（イ）く（イ）まぬ物也（イ）祝ふ用ふ也（イ）麦門冬（イ）は  
葉の大木と細あり（イ）二品あり（イ）葉の大なるを山すげ（イ）と云

清又納言枕書子  
よみ寸計ある如  
種ニツを如杖乃  
きぬよりしらの  
うあししや山  
かをる日う山  
あけあししや  
しげよりしら  
ま

細ありを（イ）ぶ（イ）ぢ（イ）ぢ（イ）が（イ）む（イ）け（イ）と（イ）云（イ）ま（イ）ぐ（イ）り（イ）あ（イ）る（イ）あ（イ）ぢ（イ）と（イ）云（イ）  
も多也室所將軍正月の祝の供物は大山形（イ）と云物あり  
た（イ）ま（イ）り（イ）山菅（イ）を用ふ事大草懐正月祝儀飾の飾り足  
え（イ）と（イ）云（イ）

一尚齒會（イ）と云ハ尚齒（イ）と書てよもい（イ）を（イ）書（イ）と（イ）云（イ）と（イ）云（イ）と（イ）云（イ）  
年老（イ）と云人々を集えて待つて飲ま（イ）して（イ）嬉（イ）ひ（イ）と（イ）云（イ）  
む也會ハ會（イ）と云人々集り合ふ也亭主も老人也（イ）  
時七（イ）豊（イ）と云六七十歳以上（イ）老人七人（イ）寄合（イ）て（イ）粒（イ）食（イ）也（イ）右  
七人の外は垣（イ）下（イ）人々（イ）も（イ）あ（イ）る（イ）あり垣下（イ）と云相傳の  
くを云也垣下の座と云別（イ）と列座（イ）と云お傳する也

唐土にも以會ありし也尚齒會に古例ハ古今著聞集

卷四詩ノ部同卷五和歌ノ部の妻く久えく

一婚入の時貝桶を才一乃調度調度ハ道具也すするもの多かり

乃貝ハ外の貝貝ハ外ノ貝ありすふふありぬ物也幸しく貞

女シヨリウ両夫リウフ見ずとて才持しき女ハ其人の男男ハ其ノ人を後

うせざるうせざる如く婚入又二つび婚れせぬ婚れせぬあり

公公あり又いふ所の為公ハ其ノ為もあむ見桶見桶をよ久入

調度の調度の調度をよす調度あり調度ハ道具也

貝貝おのひの貝を調度調度乃部乃部記記

一元服の時理髪の人一元服元儀元儀を元儀する事元儀ハ髪也

大饗の時止客大饗ノ時ノ止客

大饗ノ時ノ止客  
ヲ尊者ト云相伴  
ヲ極下ト云  
タモト云

大饗と云事ハ公家大饗あり大屋大屋大饗と云ハ大屋大屋任せれ

る人人に祝祝と教多教多此客人客人を招き招きて饗應饗應せし事事ヲ云

一婚禮婚禮ハ男女男女盃盃とりつすとりつす男男より始始むるむる子細子細

酒酒盃盃の部部に記記しり徳徳久久くく或説或説古ハ聲聲をハ先舅先舅

乃家家を招き入招き入く婚婚礼礼を調調ふ源氏物語源氏物語も光源氏光源氏の

君君を左大臣左大臣聲聲ありて光君光君を左大臣左大臣の家家に入入るる葵

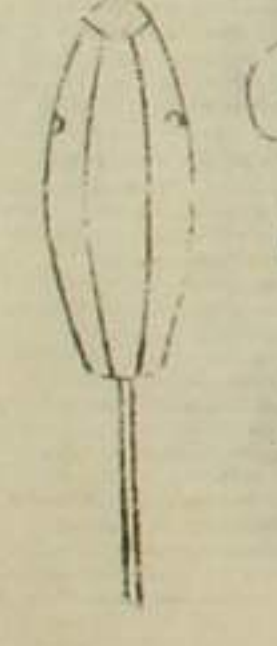
の上上にありて婚婚礼礼を調調ふ調ふ由由見見えりえりされされハ女女の

家家ありあり女女君君より盃盃を始始め酒酒の酒のの公公名名ををしして聲聲殿

或説ニ親遊親遊とい  
男先男先ノ女女の家家へ行  
て女女ををつつれれある  
事事ありありといふ  
事事ハ唐唐のの日日  
本本ののいいふいふふ  
例例ト云ト云なりなり

一益をさすの古礼也といふ事故実と似て故実と  
 あらば源氏のみ天子の皇子あや左大臣の聲をせしむ  
 作をうけあひてさすの礼美しむ左大臣の家に入来  
 ぶせし也常の例はあはすその上源氏物語はつくり物  
 語也といふ例もいふ事又若ハ女のもとの男思ひて  
 めひ行き後よその親交つけり事あはれとさすは  
 男をそは家の聲をさすりる事古き物語は聞えり  
 りこれいふ事正礼はあはす常礼例とすべし  
 一古書は婚れ乃三日め蚊露カゲと云ふ事露カゲと書い  
 あはすといふ事也婚れの當日より二日めまでいふ事  
 親類をりり知りて他人へいふ事せず三日めより廣く婚  
 れの由を他人へ知りあはすを露カゲと云ふ婚れを  
 いふ事也

一正月小児のちあはす物なぶりしきさやうと云物  
 今も京はありに戸ありありに礼  
 胡粉をぬりたるをだし松糸ありさしあはす物  
 ありもあはすお母はあはすをぬきさす  
 欠歯といふ方よりさすをぬきさす  
 比ざちやうあはす川也毬杖の玉を打つ別のみ也毬  
 杖といふ杖をぬき毬杖を川事也毬杖ハ草の作りし





つ史記の才一の巻をぞよむ云々 以時のありさまを古き條に書きしるは房老くちあまの辨をながけり貞丈おちふこねをきこしつる。虞の頭を切を聞ふる事

一 近世江戸ある婚禮はかあ人の上下うち人の身代りしめを  
まゝ一腰の筋を織るをこゝあきとて嫌ふの又二条の  
祝の餅は古よりたゞのあまをその餅の數は八十と定見  
らますといふ物、入て婿舅の使者途中より山合のい  
ぢりとの鯨尺をもちかゝる事又うはしめと云女婚禮は  
供をする事とていげと云女 あらく四とといふしと云由あり を婚禮に召する  
る又よめ輿入る時婿の門内よりちあつせ乃餅とて  
老人夫婦餅をつくゆ又よめ入の日よめ乃輿を召す

ちちるべきうらぬよりきぬ事又柳橋を屋内表多田と書  
付をするゆ又めづの輿は筒守をあらと犬をりことをのせ  
て戸をひらき人の足物は俵つらゆ又 エンヤウ 乃 フク 長 ツクリ  
良あどと云物を作ら事は外常は留りくるゆのた多し一是  
小笠原流也と云小笠原の先祖は信濃國の大名ありたあ  
重む信濃の國乃風俗欽古京都ありはあき事ども也  
右の事ども我うお傳ひあき事ども也若し人たの事た長  
ち問ふのたども我家傳ひあき事ども也知すゆは  
べし右の事ども用べし世間をゆるとてたは事  
ともものまををくくすお傳ひあき事ども也一 近世水端

元大云々...  
 事河海抄...  
 事河海抄...  
 事河海抄...

一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...

一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...

元大云々...  
 事河海抄...  
 事河海抄...  
 事河海抄...

一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...  
 一也云浪人小笠原流...







一 産能時 産能を棟より落すの將軍家也此沙汰也  
 上よりありし事也 治承御産記云 治承二年三月三日  
 皇子降誕 安徳天皇 此間自日陰間上轉 産破三分 又  
 家物語卷三中宮御産能云 后御産の時 以殿の由縁  
 より 産能を中宮より落すより 皇子は 多人生る 南宮  
 皇女も 人生る 此間より 是より 産能を棟より落  
 すも 前より 散末と同し 意あり 皆人奉成 祭する 爲也  
 一 小児誕生の時 祝詞 於上 錢を垂り 將軍家より 沙汰  
 あり 堂上より あり 治承御産記云 皇子降  
 誕 中界 内大臣誦祝詞三五 以天為父以地为母 領 被置錢於皇子

御帳御枕上 二件 錢九十九文 納方三寸許 白生絹袋也 以白糸為括 御産以前自禪門被置

一 宮糸 事本より 殿より 糸云々 也 誕所記云 百日の

内ハ白小袖 百日 久色色 産婦 見仕女 色

小袖 色色 産婦 見仕女 色

後吉日 次方 宮糸 又 祝言 次方 蛭川親考記 天文永録比記云百

日 色色 産婦 見仕女 色

又 東鑑 建久三年 八月九日 御臺所 御産 氣男子 御産也 實朝公

次有 御名字 定千万 君云々 十日 若公 二夜 事武藏守

三浦 公沙汰 十一月五日 若君 御行始也 云 誕生日ヨリ 十六日メナリ 則

建康故実云 天文  
 五年十一月廿八  
 日 若君 御産 始  
 而 御産 候 各 所 大  
 刀 集 三 タ ン 生 在  
 テ 二 百 日 余 リ 也  
 宮糸ノ日 是ラス  
 陰陽師ノカモ  
 ニマカスレ 歟

産衣と云ハ衣服  
 日と限ラズ通テ  
 平  
 産物清涼太ニ産  
 衣ハ襖袴袴勿名  
 衣保衣と云ルハ  
 二歳の時院よ  
 りまのしと云ハ  
 りんせんし杯を  
 兼り候ひてと云  
 と産衣感一袖と  
 申へてそは来よ  
 りらまらと云ハ  
 こを係と云産衣  
 と云つてと云ハ  
 産衣と云ハ  
 襖袴の如しと云  
 産衣と云ハ  
 と云ハ産衣と云  
 産衣の産衣と云  
 産衣と云ハ

産衣と云ハ衣服  
 の時をいふ  
 産衣を加持  
 産衣と云ハ

名附モ誕生日名附クル指ニ見タリ御行始ハ宮齋欽

一産衣の祝乃事凡産衣と云名ハ義教將軍家凡此より

坊名吹え一あり於らありの事ありと云云

あらず産衣を始てある日を産衣の祝と云あり俗

産衣と云ハ本儀生衣あり殿中日ノ紀云寛正六年七

月廿日若君義政公妻服後三皇院ニ住セラレ義覚申出方以誕生五夜以帯絹女房故実傳と云きぬのちひ

小袖らんをとりてうきささちいさくちのちをわたりをわたりと云い若君若君のふ

也坊帯紋みぶりの色と染る衣又此調と若君衣

十重以故終極うと一坊明後日可成以調と云ハ

月朔也坊産衣以加持以衣平裏平裏と云ハ

小居以衣以祝と云同年十一月廿二日義尚公也若君御

誕生十二月二日御御衣御加持以産衣以祝時酉云

所記云御誕生以勤文を以て何月何日

と云と云人又云と云と云と云と云と云と云と云

誕生記云産衣ハ白き也又ハ空色と云と云と云

ハ穢重も教多財の也白ト空色トアレハ勤文ニマカセ當季ノ色ヲ定ル故是リタル事モナキトサレト此産衣ハ

看給ニハマラスレテ進上ナトノ事ナルヘキ歎ケテラハ色ハ空色白色ニテ

祀云永享六年二月九日若君御誕生義勝公ナリ同十六日帯

為御ウブ衣管領進上同廿七日又七夜御祝以





云  
りて御遊は終りて也  
以例を今も亦八百以禮あり也

真丈雜記卷之一

